

長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について

平成19年4月

団体名	12 (社福)長野若槻園 【重点見直し団体】
主な業務内容	身体障害者授産施設 身体障害者福祉工場(印刷事業、縫製事業ほか)
財務状況 (17年度決算)	次期繰越活動収支差額に約1億6,300万円の不足(累積欠損)が生じている。 流動比率(338%)、当座比率(204%)ともに確保されており、負債比率も約32%と低く、また、平成17年度の事業活動収支(損益)において約4,500万円の単年度黒字を計上していることから、法人全体での財務状況は改善傾向にある。ただし、福祉工場部門については、平成17年度の事業活動収支(損益)で約2,800万円の赤字が生じており、また当座比率も約141%と低く、事業収支、資金の両面で課題がある。 現在、授産施設等の移転事業が進められていることから、今後施設整備に伴う借入金による債務増加や、更に自立支援法施行による制度移行によって収益が悪化することが懸念される。
団体の課題	長野若槻園は、一般の事業所に雇用されることが困難な身体障害者に就労の場や就労訓練の場を提供するとともに、住宅にも困窮している障害者を入所させ、生活指導と健康管理の下、健全な社会生活を営むことにより自立を支援する市内唯一の法人である。 長野若槻園が運営する身体障害者福祉工場は、印刷部門における過大な設備投資と売上の減少により経営悪化を招いたため、当該団体が果たしている公的な役割を勘案し、市は平成15年度から元利償還金に対する特別な財政支援を行っている。 しかしながら、福祉工場は、最低賃金制が適用され、縫製部門では従事者がほとんど健常者であるなど民間企業と同等の事業を行っていることから、印刷部門等において、固定費の軽減を図り、自立的な経営を行うことが必要である。

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)(平成18年11月1日付け通知)		外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項
統廃合、法人形態の見直し	業務を縮小した上で存続	(以下のとおり)	(以下のとおり)
業務範囲の見直し	福祉工場の業務縮小(業種見直し)	福祉工場は、平成19年4月から障害者自立支援法による新事業体系の「就労継続支援A型事業所(雇用型)」に移行し、従来からの印刷・縫製事業に加えて、新たな業種を特例事業(非雇用型)として取り入れることによって、雇用契約による就労が困難な障害者の雇用を増やしていく。 印刷部門の見直しについては、多数の障害者を雇用(平成19年3月現在40名)していることなどから多くの課題があるため、当面は現在の業態を維持しつつ、現状の機械設備を使い、少人数で採算の取れる仕事の開拓などを行いながら、縮小均衡を図っていく。 耐用年数が限度となっている4色機の更新については、効率面を考慮し最新鋭の大型機の導入を検討していたが、経費負担の少ない現状の機種を更新程度にとどめるよう計画を変更し、民間助成団体の補助が得られるよう調査などの準備を行う。	障害者自立支援法に基づく事業運営の基準や報酬単価等を勘案し、制度の枠内で採算が採れる運営となるよう、業種の見直しなどを含め指導する。 【障害福祉課】
外郭団体の経営方針におけるその他特記事項		経済の低迷や社会情勢の変化等に伴い、売上額の減少等により経営状況が厳しくなってきたため、平成14年12月に「経営改革計画骨子」を策定し、現在、その計画に基づき経営改革を推進している。 平成19年1月には、給与制度を見直し、能率給を導入し効率的、能率的な業務遂行に努めていく体制を整えたが、競争市場の中での売上の減少と低価格での受注等により、さらに厳しい経営が続くので、より一層の経費削減に努めている。	現在、長野若槻園に補助している元利償還金に対する補助金については、段階的に縮減し、平成24年度までに平成18年度補助金額の6分の1まで減額し、経営努力を求める。 また、今後の事業に必要な機械器具等の設備整備に関しては、当該団体の資金力の範囲内で実施するよう指導する。 【障害福祉課】